

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

職員給与規程

(平成14年規程第8号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号。以下「就業規則」という。）第53条の規定に基づき、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給する。

(給料表の種類及び適用範囲)

第4条 給料表の種類及び適用範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就業規則第3条第1号アに定める職員 一般職給料表（別表第1）
- (2) 就業規則第3条第1号イに定める職員 医療職給料表（別表第2）
- (3) 就業規則第3条第1号ウに定める職員 労務職給料表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に基づくものとする。

(初任給)

第5条 職員の初任給は、会長が別に定める。

(昇給の基準)

第6条 職員の昇給は、第8条で規定する日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規

定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして会長が別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（労務職員にあっては会長が定める年齢）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

（昇格若しくは降格の場合の号給又は給料月額の設定）

第7条 職員を上位の職務の級若しくは下位の職務の級に異動させた場合におけるその者の給料月額は、その者が異動の日の前日に受けていた給料月額を基準として会長が定める。

（昇給期）

第8条 第6条第1項に規定する昇給の時期は、毎年1月1日とする。

2 職員の職務の級を異動させた場合におけるその者の次期昇給期は、会長が定める。

（給料の支給）

第9条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、会長が別に定める。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 職員が休職若しくは停職となったときは、その前日まで給料を支給し、職務に復

帰したときは、その日から給料を支給する。

- 6 第2項、第3項及び第5項の規定により給料を支給する場合であつて月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給をするとき以外は、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(休職者等の給与)

第10条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（職員が通勤のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものをいう。第17条において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職となったときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前4項に定める給料のほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日1か月以内に退職し、又は死亡したときは、第24条第1項の規定により会長が定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、会長が定める職員については、この限りでない。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条の2及び第24条の3の規定を準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは、「第10条第7項」と読み替えるものとする。

- 8 職員が法令及び社会福祉法人春日井市社会福祉協議会の諸規程等に違反し、就業規則第64条第3号の規定により停職されたときは、その停職の期間中いかなる給与

も支給しない。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、会長が指定するものについて、その職務の特殊性に基づき会長が定めるところにより支給する。

2 前項の規定による管理職手当の月額、その職員の属する職務の級における最高の号給の給与月額の100分の25を超えてはならない。

3 手当を支給する職員の職及び手当の額は、別表第5に定めるところによる。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の道がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者はない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）、とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支

給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、徒歩以外の手段により通勤している職員（交通機関を利用し、又は自動車その他の交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）に対して支給する。

2 前項の通勤手当の月額は、55,000円を超えない範囲内で通勤方法の区分に応じて会長が別に定める。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給について必要な事項は、会長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第16条 会長が、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額は、別表第6に定めるところ

ろによる。

(給与の減額)

第17条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、就業規則第36条第1項第2号の規定による祝日法による休日(就業規則第37条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は就業規則第36条第1項第3号の規定による年末年始の休日(就業規則第37条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他会長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額する。

2 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)又は疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。)に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 第1項の規定により減額すべき給与額は、当該理由の生じた次の給与期間以降の給料から差し引く。ただし、退職及び休職等の場合で、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

4 第2項に規定するもののほか、同項の規定による勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額について必要な事項は、会長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第20条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（会長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、次条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた4週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（会長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、次条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 第17条第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を就業規則第32条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前条及び次条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、給与月額に12を乗じ、その額を就業規則第32条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

（休日勤務手当）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第21条 就業規則第41条第1項に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、宿日直勤務につく予定がある職員に対して支払われている給料の、1人1日平均額の3分の1を下らない額で会長が定める額を宿日直手当として支給

する。

(管理職員特別勤務手当)

第21条の2 管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により管理職手当を受けている職員（次項において「管理監督職員」という。）が災害への対処のため就業規則第36条第1項及び第37条の規定に基づく休日（次項において「休日」という。）に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処のため休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、別表第7アに掲げる職の区分に応じて、それぞれ支給額欄に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して会長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じた額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、別表第7イに掲げる職の区分に応じて、それぞれ支給額欄に定める額

(端数計算)

第22条 第17条第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額並びに第18条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第23条 第18条及び第20条の規定は、第11条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日（次条及び第24条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第10条第6項の規定の適用を受ける職員及び会長が定める職員を除く。）で会

長の定める者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、会長が定める職員を除く。第25条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6か月 | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| (4) 3か月未満 | 100分の30 |

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して会長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額に役職段階、職務の級等を考慮して、会長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し、必要な事項は会長が定める。

第24条の2 次の各号のいずれかに該当するものには、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げるものにあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第64条第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条の3 会長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、

期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分について必要な事項は、会長が定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（会長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める基準に従い会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては100分の110）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第24条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する会長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 6 会長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、会長が定める額を第2項の規定による勤勉手当の額に加算することができる。この場合において、その加算する額は、第1項の規定にかかわらず、会長が定める日に支給する。

(非常勤職員等の給与)

第26条 就業規則第3条第2号及び第3号に規定する職員に支給する給与は、その職務の特性及び他の常勤の職員との権衡を考慮し、会長の定めるところにより支給する。

- 2 前項の常勤を要しない職員には、他の規程に別段の定めがない限り前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第27条 第2条に定める給与を支払う場合において、当該給与から控除することができるものは、他の法令等に定めるもののほか会長が定めるものとする。

(適用除外)

第28条 職員のうち、春日井市職員の職を保有する職員の給与については、この規程の規定にかかわらず春日井市職員の例による。

(委任)

第29条 給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成14年規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条第2項及び第25条第2項の規定の適用については、第24条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第25条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則 (平成14年規程第14号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年3月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第23条第2項により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日（以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の規程の規定による給料月額及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第23条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

(委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 （平成15年規程第2号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第23条第2項により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 （平成17年規程第4号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、会長の定めるところによる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第23条第2項から第3項まで、第10条第1項から第4項まで、第6項又はこれらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において

「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額(会長の定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して会長の定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長の定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他会長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成18年規程第1号)

改正 平成19年規程第2号

平成21年規程第10号

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替)

3 切替日の前日において社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の

切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において給与規程別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、会長が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第10号。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において、次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（会長の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の

99.59

- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、会長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 切替日以降に新に給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認

められるときは、当該職員には、会長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 前３項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第11条第２項の規定については、給与規程第11条第２項中「給料月額」とあるのは「給料月額と社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第５号）附則第６項から第８項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 （平成19年規程第２号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年４月１日から施行する。
（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）
- 2 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（平成18年規程第５号）附則第６項から第８項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える職員についての改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第11条第２項の適用については、平成23年３月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（平成18年規程第５号）附則第６項から第８項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。
（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 4 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（平成18年規程第５号）の一部を次のように改正する。

附則第９項の全文を削る。

附 則 （平成19年規程第７号）

（施行期日）

- 1 この規程は、議決の日（平成19年12月18日）から施行する。ただし、第２条の規

定は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第24条第2項の改正規定を除く。）による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の規定は平成19年4月1日から、第1条の規定（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第24条第2項の改正規定に限る。）による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の規定は平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、会長の定める職員の、同条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、会長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 （平成20年規程第13号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
(合併に伴う給与等の取扱いに関する特例)
- 2 平成20年9月30日において解散前の社会福祉法人春日井市社会福祉事業団の職員として在職した者が、引き続いて社会福祉法人春日井市社会福祉協議会の職員となった場合におけるその者の給料の等級及び号給の決定並びに昇給期間、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる勤続期間及び勤務成績等の取扱いについては、会長が定める。

附 則 (平成21年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則 (平成21年規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第10条第1項から第3項まで若しくは第6項又は第24条第2項から第5項までの規定に関わらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長の定める

日)) において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他会長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から24号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
医療職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から40号給まで
	3 級	1 号給から16号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

(2) 平成21年6月において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 （平成22年規程第9号）

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第10条第1項から第3項まで若しくは第6項又は第24条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則第3条第2号ア、イ及び第3号に規定する職員

を除く。以下同じ。) 以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第1号)附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。) からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。) となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち会長の定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して会長の定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
労務職給料表	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から64号給まで
	4 級	1 号給から36号給まで
	5 級	1 号給から20号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成23年規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患に係る療養のための病気休暇により勤務しない職員に対する改正後の第17条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「90日（結核性疾患による場合にあっては、1年）」とする。

附 則 （平成23年規程第8号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程第10条第1項から第3項まで又は第6項若しくは第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項から第5項まで（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成22年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第5号）第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則第3条第2号ア、イ及び第3号に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第1号）附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して会長の定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該

日のうち会長の定める日)) において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の会長の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して会長の定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表	1 級	1 号給から108号給まで
	2 級	1 号給から92号給まで
	3 級	1 号給から68号給まで
	4 級	1 号給から56号給まで
労務職給料表	1 級	1 号給から121号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から76号給まで
	4 級	1 号給から48号給まで
	5 級	1 号給から32号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

3 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において会長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で雇用の事情を考慮して会長の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び会長の定める者との権衡を考慮して会長の定める額」とする。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成25年規程第8号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定（給与規程第25条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払い）

- 4 第1条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成27年規程第2号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（会長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、会長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、会長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、議決の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第19条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、平成27年4月1日から、第1条の規定（給与規程第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成28年1月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年規程第11号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第7項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第25条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与規程第25条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成28年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び会長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、会長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第2号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、同条の規定による改正後の給与規程の規定による給与（平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後給与規程」という。）第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶

者、父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第13条第1項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2

条改正後給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第13条第1項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第12条第1項ただし書並びに第13条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、第12条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「8級職員」とあるのは「8级以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第13条第1項中「扶養親族

（９級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、９級職員から９級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（９級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び９級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第２項中「扶養親族（９級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、９級職員から９級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、９級職員以外の職員から９級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（９級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「８級職員が８級職員及び９級職員」とあるのは「８級以上職員が８級以上職員」と、同項第６号中「８級職員及び９級職員」とあるのは「８級以上職員」と、「が８級職員」とあるのは「が８級以上職員」とする。